



埼玉県報

第 2 4 7 2 号
平成 2 5 年 3 月 5 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道加須鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアリングフォーザフューチャーファンデーションジャパン

三 代表者の氏名

安部 光彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市大字安行原千二百七十一番地の六十二

五 定款に記載された目的

この法人は、世界の子どもたちの健康、安全、教育の促進に寄与することを目的とし、他団体との協働を通して未来を担う青少年リーダーの育成に貢献します。

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ボードレスアート・ノーライン
- 三 代表者の氏名
山 谷 祥 恵
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市本町十三番七 四百四号 コスモ坂戸
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対し、芸術を通じて、文化の違い、障害の有無、年齢又は性別にかかわらず、共に学び、成長する機会及び他人を愛する気持ちを育む機会を提供し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わいわい

三 代表者の氏名

齋藤 健吾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市中央一丁目二十三番五号飯島コーポ百一

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが心豊かに、そして安心して暮らしていける地域社会を目指し、住民の参加と協力を得て、在宅で援助が必要な高齢者やその他サービスが必要な人々に対して、自主・自立性を尊重しつつ、より質の高い生活が送れるように、相互扶助を行うことを通して、地域社会の福祉全般の向上と増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人希望
- 三 代表者の氏名
尾上 清數
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市御幸町三番十二 三百二号エクセルシオール所沢
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多重債務被害の根絶及び被害者の生活再建のための諸活動を行い、
貧困の撲滅と地域社会の格差是正に資することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人埼玉ジャーニー2163
- 三 代表者の氏名
若 山 八重子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市北区本郷町三百四十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「埼玉県内はもとより、全国に埼玉県についての歴史・産業・農産物・観光等の知識を深めてもらう」ことを目的とする。その方法として、埼玉県内の観光地・見学地巡りや工場見学を行い、同時に県内市町村の特産品を使用した料理を食べ食文化を学ぶ活動を実施する。
当NPO法人の活動を通して「埼玉県内での相互理解と交流」が始まり、結果的に「埼玉県が活性化される事」を目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
川田谷楽上市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県桶川市大字川田谷字楽上九九一番、九九二番
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、枯損した木竹の伐採、倒木の除去、下草刈り、その他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十五年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十五年二月二十五日

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
倉田入谷市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県桶川市大字倉田字入谷七七二番、七七三番
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、枯損した木竹の伐採、倒木の除去、下草刈り、その他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- 八 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十五年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十五年二月二十五日

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
市民緑地市民管理協定（第三号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県北本市二ツ家二丁目四一番一、八二番一、八三番一、八三番三、八四番一、八四番三、八五番一、八五番二
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十三年十二月十三日から平成二十八年十二月十二日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十五年二月二十五日

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友籠原店

埼玉県熊谷市大字拾六間字前原六百三 四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）とりせん籠原店

（変更後）西友籠原店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社日立金属ソリューションズ 代表取締役 上田精一

（変更後）株式会社日立金属ソリューションズ 代表取締役 清水克美

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

有限会社第一フローリスト 代表取締役 澤田将信

埼玉県熊谷市筑波三 百五十七

（変更後）合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

八 変更年月日

平成二十四年十一月二十二日外

二 届出年月日

平成二十五年二月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長谷川ビル

埼玉県川越市砂新田八十九番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 駐車場の開場時刻が、自転車・歩行者の多い時間帯と重なり、また、駐車場出入口から交差点までの間が非常に短いため、来店者との事故防止に努めること。

・ 騒音等の苦情が発生しないように近隣住民へ配慮した運営を行い、苦情が発生した場合には適切に対応すること。

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年四月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東京インテリア家具杉戸店

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二千三百六十五番

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 屋外照明等を設置する場合は、夜間における屋外照明が、近隣への光害とならないように十分配慮すること。

二 当町と防災協定の締結をするなど、災害発生時には協力をすること。

三 「埼玉県大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき杉戸町商工会への加入をするなど、まちづくりへの協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年四月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十五年二月二十八日

二 届出年月日

平成二十五年二月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松伏ニュータウンショッピングセンター

埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目五番三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗周辺は児童館や公園が介在する住宅地となっており、周辺道路は生活道路として利用されています。特に児童館の開館時間は午前九時三十分となっており、変更しようとする開店時間帯と重なるため、搬入業者、従業員、来店客等に対し、周辺道路での車両の徐行を促すなど、交通安全に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年四月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュールー飯能店

埼玉県飯能市柳町十六番の一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社中清 代表取締役 新井景三

埼玉県飯能市本町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社スーパーバリュールー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百二十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時十五分から午後九時四十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年二月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

新座市から新座都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

新座市から新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十二号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市根古屋 六三六番一〇地先		区 間
一 一・一四 一五・九七	一 一・一四 一五・九七	敷地の幅員 (メートル)
三 一・四四		延長 (メートル)
交差点整備工事		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>加須鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市根古屋 六三六番一〇地先</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三一・四四メートルの供用開始である。</p>	<p>備考 交差点整備工事による。 平成二十五年三月五日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号で告示した道路区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年二月二十日

指令川建セ第二三〇一二八一号

二 検査済証番号

平成二十五年二月二十七日

川建セ第二四〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字松葉四三六番一、四三六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤四三六番地二

関根 竹雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年二月二十二日

指令川建セ第二四〇〇四一一号

二 検査済証番号

平成二十五年二月二十八日

川建セ第二四〇一一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字釜沼一七二七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一七〇〇番地 M J フォレスト A 1 0 2

石島 大輔

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公
表する。

平成二十五年三月五日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体(出資団体)、公の施設の管理業務を委託している団体(指定管理者)について監査を実施するもので、このうち出資団体11団体、指定管理者17団体20施設について、平成24年7月から平成25年1月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

ア 平成23年度の出資団体における出納その他の事務

イ 平成23年度に埼玉県が委託した公の施設の管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 出資団体

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成24年7月26日 委員監査 平成24年8月20日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 700,000,000円 ・ 団体の基本財産 2,000,000,000円 ・ 県の出資割合 35%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 平成24年8月1日 委員監査 平成24年8月20日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 4,000,000円 ・ 団体の基本財産 10,018,000円 ・ 県の出資割合 39.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人いきいき埼玉
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成24年8月22日 委員監査 平成24年9月5日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 50,000,000円 ・ 団体の基本財産 82,000,000円 ・ 県の出資割合 61.1%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成24年8月30日 委員監査 平成24年9月21日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 100,000,000円 ・ 団体の基本財産 100,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成24年9月19日 委員監査 平成24年10月11日(書面)

財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	10,000,000円
	・ 団体の基本財産	10,000,000円
	・ 県の出資割合	100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査	平成24年9月26日
	委員監査	平成24年11月28日(書面)
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	48,900,000円
	・ 団体の基本財産	97,800,000円
	・ 県の出資割合	50%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県国際交流協会	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査	平成24年10月18日
	委員監査	平成24年11月6日(書面)
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	200,000,000円
	・ 団体の基本財産	328,164,370円
	・ 県の出資割合	60.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア	
所管部局	企業局	
監査実施日	職員調査	平成24年10月23日
	委員監査	平成24年11月20日
財政的援助等の内容	出資金	
	・ 県の出資	58,000,000円
	・ 団体の基本財産	130,000,000円
	・ 県の出資割合	44.6%

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	埼玉県土地開発公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	職員調査 平成24年10月31日 委員監査 平成24年12月20日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 100,000,000円 ・ 団体の基本財産 100,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人埼玉県産業文化センター
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成24年12月4日 委員監査 平成25年1月31日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 50,000,000円 ・ 団体の基本財産 150,000,000円 ・ 県の出資割合 33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社秩父開発機構
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成24年12月12日 委員監査 平成25年1月21日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 123,000,000円 ・ 団体の基本財産 480,000,000円 ・ 県の出資割合 25.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	財団法人いきいき埼玉	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査 平成24年8月22日 委員監査 平成24年9月5日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県県民活動総合センター	303,370,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査 平成24年8月30日 委員監査 平成24年9月21日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の国さいたま芸術劇場	779,564,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	1 埼玉県障害者交流センター 職員調査 平成24年9月7日 委員監査 平成24年10月10日(書面) 2 埼玉県立嵐山郷 職員調査 平成24年9月13日 委員監査 平成24年11月20日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 1 埼玉県障害者交流センター 2 埼玉県立嵐山郷	283,487,000円 846,174,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	1 埼玉スタジアム2002公園 職員調査 平成24年9月25日	

	<p>委員監査 平成24年12月10日</p> <p>2 羽生水郷公園</p> <p>職員調査 平成24年10月3日</p> <p>委員監査 平成24年11月28日(書面)</p> <p>3 戸田公園</p> <p>職員調査 平成24年10月4日</p> <p>委員監査 平成24年11月28日(書面)</p>						
財政的援助等の内容	<p>公の施設の指定管理業務委託料</p> <table border="1"> <tr> <td>1 埼玉スタジアム2002公園</td> <td>258,015,000円</td> </tr> <tr> <td>2 羽生水郷公園</td> <td>132,480,000円</td> </tr> <tr> <td>3 戸田公園</td> <td>57,881,000円</td> </tr> </table>	1 埼玉スタジアム2002公園	258,015,000円	2 羽生水郷公園	132,480,000円	3 戸田公園	57,881,000円
1 埼玉スタジアム2002公園	258,015,000円						
2 羽生水郷公園	132,480,000円						
3 戸田公園	57,881,000円						
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。						

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会・公益財団法人日本科学技術振興財団グループ		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	<p>職員調査 平成24年10月10日</p> <p>委員監査 平成25年1月17日</p>		
財政的援助等の内容	<p>公の施設の指定管理業務委託料</p> <table border="1"> <tr> <td>所沢航空記念公園</td> <td>371,741,000円</td> </tr> </table>	所沢航空記念公園	371,741,000円
所沢航空記念公園	371,741,000円		
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ株式会社グループ		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	<p>職員調査 平成24年10月11日</p> <p>委員監査 平成24年12月10日</p>		
財政的援助等の内容	<p>公の施設の指定管理業務委託料</p> <table border="1"> <tr> <td>埼玉県県民健康福祉村</td> <td>151,401,000円</td> </tr> </table>	埼玉県県民健康福祉村	151,401,000円
埼玉県県民健康福祉村	151,401,000円		
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県体育協会・株式会社サイオー共同事業体
所管部局	教育局
監査実施日	<p>職員調査 平成24年11月6日</p> <p>委員監査 平成24年12月20日</p>

財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立武道館 109,360,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社乃村工藝社
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成24年11月7日 委員監査 平成24年11月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立川の博物館 229,699,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	財団法人けやき文化財団
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成24年11月9日 委員監査 平成24年11月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたま文学館 130,774,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社団法人埼玉県農林公社
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 平成24年11月14日 委員監査 平成24年12月4日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県農林公園 79,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成24年11月21日 委員監査 平成25年1月17日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県社会福祉総合センター 105,158,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社馬淵商事	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成24年11月29日 委員監査 平成25年1月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県伊豆潮風館	107,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	財団法人埼玉県産業文化センター	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成24年12月4日 委員監査 平成25年1月31日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県産業文化センター	0円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	長瀬教育振興グループ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成24年12月6日 委員監査 平成25年1月21日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立長瀬げんきプラザ	70,260,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	秩父開発機構・西武造園グループ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成24年12月13日 委員監査 平成25年1月21日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 秩父公園	180,223,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社東急コミュニティー	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成24年12月18日	

	委員監査 平成25年1月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立神川げんきプラザ 79,800,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	オーエンス・アイグループ
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成24年12月20日 委員監査 平成25年1月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立小川げんきプラザ 85,960,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年三月五日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合规性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(2) 監査の対象事務

平成23年度・平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(3) 監査の対象機関 102機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東部地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	さいたま県税事務所、秩父県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	男女共同参画推進センター
環境部	西部環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	北部福祉事務所、精神保健福祉センター、熊谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	鴻巣保健所、幸手保健所、本庄保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	職業能力開発センター
農林部	東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所
県土整備部	朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター
都市整備部	大宮公園事務所、営繕工事事務所
企業局	大久保浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター
病院局	がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所
教育局	西部教育事務所、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、大滝げんきプラザ、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、浦和北高等学校、大宮工業高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、越生高等学校、川口工業高等学校、川越西高等学校、鴻巣高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷南高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、杉戸農業

	高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、蓮田松韻高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、大宮北特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、飯能警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、越谷警察署

(4) 監査実施日

平成24年9月18日～平成25年1月29日

2 特定事務監査分

(1) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的・効果的になされているかの観点から検証

(2) 監査の対象事務

テーマ1「指定管理業務の委託料について」

監査の視点

指定管理者制度の目的である利用者サービスの向上とコスト縮減の成果はあったか、指定管理料(県委託料)及び指定管理者の収支差額は妥当なものとなっているかなど

監査の対象機関 9機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	改革推進課
県民生活部	共助社会づくり課、文化振興課 指定管理者(財団法人 いきいき埼玉、公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団)
福祉部	社会福祉課 指定管理者(社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団)
都市整備部	公園スタジアム課 指定管理者(公益財団法人 埼玉県公園緑地協会)

監査実施日

平成24年8月22日～平成24年11月28日

テーマ2「広報印刷物について」

監査の視点

表示内容、配布先、配布数等が目的に合致しているか、効果検証を行っているかなど

監査の対象機関 8機関

所管部局	監 査 対 象 機 関 (対象広報印刷物)
企画財政部	市町村課 (有権者ノート)
県民生活部	広聴広報課 青少年課 (「青少年夢のかけはし事業」参加者募集リーフレット)
福祉部	こども安全課 (子どもスマイルネットカード、同リーフレット)
保健医療部	医療整備課 (子どもの救急ミニガイドブック)
農林部	農産物安全課 (食品の不適正表示防止啓発ポスター)
県土整備部	道路環境課 (ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想リーフレット)
教育局	家庭地域連携課 (子育ての目安「3つのめばえ」リーフレット)

監査実施日

平成24年7月23日～平成24年11月27日

3 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行 (以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	動物指導センター －	洗浄機などの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県土整備部	本庄県土整備事務所	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県土整備部	杉戸県土整備事務所	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
病院局	がんセンター	カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。
病院局	小児医療センター －	カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。
病院局	精神医療センター －	固定資産であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。
教育局	近代美術館	映像装置など重要物品で、その全部または一部について所在の確認ができないものが複数認められるなど、物品管理が不適切であった。
教育局	大宮東高等学校	備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
教育局	越生高等学校	サーバなどの備品で、所在の確認できないものや、備品台帳に登録された型式と異なるものが現存するなど、備品の管理が不適切であった。
教育局	川口工業高等学校	オーバーヘッドプロジェクターなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
教育局	坂戸高等学校	平成 23 年度の「原水ポンプ槽配管修繕」(536 千円)について、契約に当たり、相手方の要望を受け見積条件と異なる工期で契約していたのは不適切であった。
教育局	杉戸農業高等学校	ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
教育局	秩父農工科学高等学校	平成 24 年 3 月の「県立秩父農工科学高等学校 3 号館及び自転車置場塗装工事請負契約」(1,454 千円)において、最低制限価格設定の参考となる算定表は作成されていたが、予定価格調書には最低制限価格は記載さ

		<p>れていなかった。</p> <p>それにもかかわらず最低制限価格を設定した形で落札者を決定していたことは不適切であった。</p>
教育局	特別支援学校坂戸ろう学園	<p>備品であるオーバーヘッドプロジェクターで、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	自動車税事務所	<p>平成 23 年度の「一般廃棄物収集運搬業務委託」(88 千円)の契約について、見積書の収集運搬回数に誤りがあったにもかかわらず、そのままの金額で契約を締結していたのは不適切であった。</p>
保健医療部	動物指導センター	<p>平成 23 年度の浄化槽清掃業務等について、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」と「汚泥処分」をそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、全ての業務を一括した見積書を、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」の業者のみから徴取し、「汚泥処分」の業者から見積書を徴取しなかったことは、不適切であった。</p>
産業労働部	職業能力開発センター	<p>平成 23 年度の「汚水槽清掃業務(汚水槽の清掃・汚泥の収集運搬)」(94 千円)について、一般廃棄物(汚泥)収集運搬業の許可を有していない業者と契約を締結したことは不適切であった。</p>
県土整備部	川越県土整備事務所	<p>普通財産の貸付及び行政財産の使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川改修事業で発生した普通財産(廃川敷)の無償貸付については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により貸し付けていた。 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁により使用料を免除して使用許可していた。
県土整備部	東松山県土整備事務所	<p>平成 23 年度に「応急修繕(需用費)工事 6-18」(490 千円)及び「応急修繕(需用費)工事 6-19」(490 千円)の 2 つの歩道(水路)仮設工事を発注したが、各々の見積依頼日・見積徴取日・工事依頼日・契約相手方・工</p>

		<p>期・工事内容は同一であり、隣接箇所における工事であった。</p> <p>効率的な予算執行の観点から両工事を一括で発注すべきであった。</p>
県土整備部 都市整備部	杉戸県土整備事務所	<p>権現堂公園(2号公園：未開設区域)の一部に係る行政財産使用許可について、埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していたことは不適切であった。</p>
病院局	精神医療センター	<p>平成23年度の「医療情報システムサーバ更新業務委託契約」(14,553千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。</p>
教育局	近代美術館	<p>平成23年度の「北浦和公園グレーチング交換修繕」(825千円)について、予定価格調書の入札書比較価格(税抜き価格)に誤りがあった。</p>
教育局	浦和北高等学校	<p>顕微鏡などの備品で、備品出納簿への記載漏れが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>
教育局	騎西特別支援学校	<p>所在不明であった備品について、十分な調査をしないまま事実と異なる理由を記して不用決定等を行ったところ、後日、同備品が発見されるなど、備品の管理事務が不適切であった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十五年三月五日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	障害者自立支援課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年度の「埼玉県障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修業務委託契約」(4,042 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結した。 2 平成 23 年度の契約であるにもかかわらず、履行確認を平成 24 年 4 月 2 日に行っていた。 	<p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令の厳正な解釈と運用について、職場会議(5月、7月、9月)で職員に周知・徹底した。さらに、部内の財務研修会(12月)に職員を参加させるなど、再発の防止に努めている。</p> <p>また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、担当者及び決裁者が決裁回議の際に各自確認することで、誤りの発生防止に努めることとした。</p>
保健医療部	衛生研究所	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>平成 23 年度の「研究棟小型吸収冷温水機ポンプ交換修繕」(703 千円)及び「研究棟小型冷温水機漏水ほか修繕」(588 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特殊な修繕ではないにもかかわらず、当該設備を熟知しているとの理由で、各々保守点検業者と一者随意契約していた。 2 二つの修繕は、同種の小型吸収冷温水機にかかる修繕であるにもかかわらず、分割して発注しており、各々の見積日、請書徴取日、契約相手方は同一であった。 	<p>財務に関する基本的な知識の不足及びチェック体制の不備により、結果として不適切な事務処理となったことから、再発防止のため、財務事務を担当する職員を集めた研修会を開催し、財務規則等関係諸法令及び支出事務の基本的な手順を周知徹底した。</p> <p>また、庁舎・設備機器等の修繕に当たっては、「随意契約の発注チェックシート」(平成 24 年 3 月 22 日付 会計管理者・総務部長連名による通知)を活用し、発注方法、必要性、緊急性等について事前に十分検討するとともに、チェックシートを複数の職員が確認するよう管理体制の強化を図った。</p>
保健医療部	高等看護学院	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>平成 23 年度の「情報科学教室のコンピュータ機器処分」(47 千円)の契約について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県財務規則」で定められた「契約金額」などの必要記載事項が記載されていなかった。 2 収集運搬と処分のそれぞれ別の資格を有する業者と別々 	<p>再発防止のため、職場会議等を通し、「埼玉県財務規則」等に基づく適切な財務上の手続について、周知徹底を図った。</p> <p>また、契約及び支出事務における各段階で、複数の職員による確認を徹底することにより、チェック機能の強化を図った。</p>

			<p>に契約していたが、見積書は収集運搬・処分一式として、収集運搬業者のみから徴取していた。</p> <p>3 検査調書が未作成であった。</p> <p>4 収集運搬及び処分料金を、収集運搬業者に一括して支払っていた。</p>	
企業局	庄和浄水場	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>携帯用汚泥濃度計やカメラなど固定資産及び備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>	<p>監査の結果を全職員に周知徹底し、今後は、再発防止策として財務規程に基づく年一回以上の実地照合を徹底する。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
総務部	人事課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年度の「人事管理システムネットワーク構築業務委託契約」(262 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約書の特記仕様書では、本件業務に携わる要員の一覧表を提出させ、県が承認することとしていたが、この一覧表を提出させていなかった。</p> <p>2 また、県個人情報保護条例の内容を本件業務の従事者に周知させ、従事者の誓約書の写しを県に提出しなければならないこととしていたが、これを提出させていなかった。</p>	<p>契約内容の調整の段階から必要な手続きについて業者によく伝達するとともに、書類の提出の有無や内容について担当のラインで確認するなど、チェック体制の確立を図った。</p>
総務部	学事課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年 7 月に締結した「私立学校における教育補助員活用実践研究事業委託契約」(3 件 総額 4,312 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、役付会議を通じて埼玉県財務規則等関係諸規程の再確認の徹底と適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>特に、契約事務を行う際には、適正に見積書が徴取されていることを複数の職員で確認し、適正な執行の徹底を期すこととした。</p>

危機管理 防災部	消防防災 課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>防災情報システムについて、平成 22 年 11 月に「機器賃貸借契約」(267,624 千円)を、またその後、平成 23 年 10 月に「運用保守業務委託契約」(77,910 千円)を締結し、各々の契約書で定期保守業務を定めていた。</p> <p>各々の契約相手方から報告がなされるべきところ、運用保守業務委託の契約相手方から両契約の定期点検結果が一括して報告されていた。</p> <p>業務内容の確認が不明確なまま検査確認を行い、賃貸借料、委託料を支払っていたのは不適切であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器賃貸借契約の保守業務と運用保守業務についての整理表を作成し、事務に当たっては複数の職員によるチェック体制の強化を図った。 ・平成 24 年度の定期点検結果について、各々の契約業者に対し、業務内容を明らかにした報告書を提出させることとした。
環境部	大気環境 課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年度に「熊谷妻沼東測定局他 NO X 計消耗品」(99 千円)と「深谷原郷自排局他 HC 計消耗品」(19 千円)を購入したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知した。</p> <p>また、契約事務にあたり、同時に発注が可能な物品の購入等については、一括して発注することとし、出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」を活用して、担当職員及び決裁ライン職員がチェックすることを徹底した。</p>
福祉部	少子政策 課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年 4 月の「埼玉県母子福祉センター法律相談等事業委託契約」(2,019 千円)において、予定価格調書に予定価格が記載されないまま契約を締結していたのは不適切であった。</p>	<p>6 月に開催した課内研修会(所属長も参加)において、財務の重要ポイントの説明や予定価格調書作成手続き等についての事例検討を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。さらに、12 月に部で実施した財務研修会に職員を参加させるなど、再発の防止に努めている。</p> <p>また、起案者と決裁ラインの職員によるチェックミスを防止するため、財務の起案文書すべてに「財務チェックシート」を添付し、各段階でのチェックを徹底することにした。</p>
保健医療 部	保健医療 政策課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 22 年 4 月に、公立大学法人埼玉県立大学に現物出資した権利(土地及び建物)について、公有財産台帳に記入すべきところ、記入しなかったことは不適切であった。</p>	<p>平成 24 年 10 月 2 日付けで公有財産台帳に記入し、総務部長に報告した。</p> <p>今後の対策として、財務事務に関する職場研修を行い、適正な</p>

				財務事務の執行について周知徹底するとともに、複数の職員で事務の進捗状況をチェックできるよう、週初めのミーティングによる担当内での情報の共有化を徹底した。
産業労働部	就業支援課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	平成 23 年度に 2 種類の角 2 封筒(各々 10,000 枚 89 千円)の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。 総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。	監査結果を職員に周知し、情報を共有化するとともに、研修への参加などによる各自の財務に関する知識の習得を図り、財務事務の適正な運用を図った。 また、随意契約の発注チェックシートの活用により、担当者及び決裁ライン職員による複数職員でのチェックを実施し、分割発注の防止を期すなど、管理を徹底した。
産業労働部	観光課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	平成 24 年 3 月の「教育旅行パンフレットデザイン・作成業務委託契約」(1,995 千円)について、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結していたことは、不適切であった。	再発防止のため、朝礼等を通じて監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等関係諸規程の確認の徹底による適正な事務処理の確保を図った。 また、課独自の委託業務に係るチェックシートを作成、活用することとし、適正な見積書の徴取など、適切な契約事務の確保のため、管理体制を強化した。 加えて、自己検査の項目に「適正な見積書の徴取」に係る項目を追加し、事後審査の徹底を図った。
教育局	生涯学習文化財課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	平成 23 年度に「真空冷凍乾燥器」(792 千円)及び「減圧含浸装置」(602 千円)の 2 つの修繕を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。 契約の相手方が特定されるため、一括で発注をすることにより費用の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とし、契約金額が 100 万円を超えることとなった場合は、契約書を作成すべきであった。	課内の連絡を密にし、同時に発注が可能な修繕については、一括で発注することとした。 さらに、再発防止のため、随意契約の発注チェックシートを作成し、担当職員が自己確認するだけでなく、出納員が事前に把握するよう徹底した。

教育局	熊谷商業 高等学校	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>平成 24 年 4 月に、同校 P T A 会長及び後援会会長各々に対して、冷房設備設置を目的とした行政財産の使用許可を行っている。</p> <p>許可書では、設置に伴う管理費（電気料）について、計器類に基づき算定した額を各々に請求することとなっているが、P T A 会長に対して両者の合算額による納入通知書を発行し、同会長が一括して納入していた。</p> <p>行政財産の使用許可の条件である管理費の徴収方法が不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、後援会設置の冷房設備に子メーターを新設し、P T A 設置の冷房設備と電気使用量を分離できるようにした。</p> <p>今後、子メーターの数値に基づきそれぞれの管理費を算定し、各々に請求する。</p>
-----	--------------	---------------------------------	---	---